

文 書 名	規 程 第 3 号
文書管理番号	DOC002-02
制定年月日	2014年 5月15日
最終改訂日	<u>2020年 5月15日</u>

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

内 部 基 準 【改訂後】

2014年 5月15日 策定
 2014年12月 5日 改訂
 2016年 1月29日 改訂
 2016年 5月 1日 改訂
 2016年12月 5日 改訂
 2017年 4月28日 改訂
 2018年10月30日 改訂
2020年 5月15日 改訂

（ 目 的 ）

第 1 条 この基準は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会（以下、本協会という。）が日本農林規格等に関する法律（1950年法律第175号 以下、JAS法という。）に基づいて、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程管理者の認証を行うための本協会の基準を定めることを目的とする。

（ 認証の技術的基準 ）

第 2 条 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の各生産行程管理者は、JAS法で定められる「生産行程管理者の認証の技術的基準を満たしていることを原則とし、次に掲げる事項について本協会の基準を定めるものとする。

- （1） 認証の技術的基準第二の規定による、生産行程の管理又は把握に係る記録の作成、並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間については、格付けした有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の出荷の日から3年以上保存・保持すること。
- （2） 小分け業者の場合も前（1）に準ずるものとする。

（ 生産ほ場の基準 ）

第 3 条 有機農産物の日本農林規格第4条ほ場の項の生産ほ場に使用禁止資材が飛来し、又は流入しない様に必要な汚染防止措置として、緩衝帯を設ける場合について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場の隣接ほ場において、使用禁止資材等により、汚染されていない、若しくは使用されていない事が認められる場合にあっては、汚染防止措置を講じる必要はないものとする。尚、この場合、申請

者（認証事業者若しくは認証申請者）は、当該根拠を確認すると共に登録認証機関にその根拠となる資料等を提示・提出するものとする。

- (2) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場の隣接ほ場において、使用禁止資材を使用される場合にあつては、ほ場の境界部分での幅1メートルの緩衝帯を設置することを原則とする。但し、隣接地との間に緩衝帯となることが認められる道路、水路を有している場合にあつては、当該、道路、水路等の幅を緩衝帯とみなすことが出来る。
 - (3) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が高い位置にある場合、或いは使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも高いと認められる場合には、(2)の規程する緩衝帯に加えて、より積極的な防止措置を講じるものとする。
 - (4) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接するほ場において、使用禁止資材等を使用しているほ場が低い位置にある場合、或いは使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも低いと認められる場合には、(2)の規程する緩衝帯の幅、或いはその他の防止措置を軽減することが出来る。
 - (5) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が高い位置に有ることから、雨水や雨水による土砂の流入する可能性が有る場合にあつては、その流入の防止措置を講じなければならない。
 - (6) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が果樹園の場合にあつては、当該、果樹の樹高を緩衝帯の幅の距離とし、若しくは3メートルの幅の緩衝帯とする。
- 2 有人、或いは無人飛行機（ヘリコプター等）による農薬の空中散布実施地域内での認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場について、次に掲げる各号の基準を定めるものとする。
- (1) 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場が、空中散布実施地域内で有って、当該圃場が散布除外されていることを原則とする。
 - (2) 有人による空中散布実施ほ場に隣接している場合に有つては、25メートル以上の緩衝帯を設けるものとする。
 - (3) 無人による空中散布実施ほ場に隣接している場合に有つては、10メートル以上の緩衝帯を設けるものとする。
- 3 認証ほ場、或いは新たに申請されるほ場（水田の場合）に流入（取水）する用水に使用禁止資材が混入する恐れが有る場合は、その汚染防止措置として、浄化水田（緩衝池等）を設置することとし、この浄化水田を通過させた後に、ほ場に用水として用いること。

当該浄化水田の面積は、15㎡以上とする。尚、浄化水田には、使用禁止資材等を吸着させる為の資材等を埋設するなどの適切な措置を講じ、用水の浄化を促進させるものとする。

（肥料及び土壌改良資材の適合評価）

第4条 有機農産物の日本農林規格（最終改正版による。）の別表1、肥料及び土壌改良資材の使用に当たっては、その基準を満たす内容で有ることを確認するために、当該、資

材を製造する事業者が発行する「資材証明書」(別記様式第1号)で確認を行うこと。

- 2 前項の「資材証明書」の適合確認の有効期間は、原則として、当該「資材証明書」の発行の日付から、1年半とする。よって有効期間を経過した、「資材証明書」は無効とし、再度、製造事業者より適合確認の為の「資材証明書」を入手し、保持すること。
- 3 資材証明書の記載内容について、資材の製造工程及び原材料に変更が生じた場合は、有効期間内で有っても、直ちに発行先、並びに登録認証機関へ通知すること。

(ほ場に植え付ける苗等)

第 5 条 有機農産物の日本農林規格第4条の表、ほ場に使用する種子及び苗等の項の基準に適合した苗を生産、或いは購入苗(慣行の苗)を使用する場合、次項の基準に適合している事の確認を行うこと。

- 2 自らが有機の苗を生産する場合、或いは慣行の苗を入手し使用する場合に有っては、それぞれに苗の生産行程管理記録(育苗を行う場所、使用した種子、使用した土、肥料、農薬、苗の数量、種子の量等)を作成或いは入手の上、保持すること。

(認証継続の確認)

第 6 条 本会は、有機認証業務規程(最終改訂版による。)第49条第1項の規程に基づいて、認証事項等の確認を行う為、毎年実施する定期的確認調査の実施方法等について定めるものとする。

- 2 定期的確認調査の実施については、有機認証業務規程第49条第2項の規程に基づき、毎年1回以上実施するものとし、そのサイクルは、前年度の検査/調査の実施日から、365日以内とし認証時の審査方法に準じ、実施するものとする。
- 3 前項の規程に基づき、毎年1回の登録認証機関が実施する認証事項の確認のための定期的確認調査を認証事業者において、やむを得ない事情により実施出来ない場合に有っては、最長45日以内には実施するものとする。

(無通告調査)

第 7 条 本会は、前条の通常実施する定期的確認調査のほか、事前に通知することなく行う実地調査(以下、無通告調査という。)を行う場合、当該年度の一部のみの確認を行った場合は、無通告調査の手数料は徴収しないものとし、残余の確認事項等については、通常の実施時期に確認を行い、所定の手数料を徴収するものとする。

(附則)

- 1 この規程は、2014年12月 5日より施行する。
- 2 2016年 1月29日より改訂する。
- 3 2016年 5月 1日より改訂・施行する。
- 4 2016年12月 5日より改定・施行する。
- 5 2017年 5月10日より施行する。
- 6 2018年10月30日 改訂・2018年11月30日より施行する。
- 7 2020年 5月15日 改訂・2020年 6月16日より施行する。

有機 JAS 適合資材証明書

(肥料・土壌改良資材)

年 月 日

殿

当社の本製品は、下記の通り 年 月 日現在の「有機農産物の日本農林規格」別表1の該当する資材の基準を満たす資材であることを証明します。

1. 全ての原材料（造粒剤・乳化剤・酸化防止剤、加工助剤等補助的に添加するものも含む。）が別表1の肥料及び土壌改良資材に該当するものであると共に、それぞれの基準を満たしています。
2. 1の基準を満たす原材料を用いて本製品を製造する工程において、化学的に合成された物質を添加しておりません。
3. 当証明書の記載内容、資材の製造工程、原材料に変更が生じた場合は、有効期限内であっても、直ちにその旨を発行先に通知致します。
4. 「有機農産物の日本農林規格」が改正等により変更され、変更後の規格に当製品が適合しない場合、この証明書による証明は無効とします。

製品名：

正式名称：

(または別称)

登録番号：号

証明書発行日： 年 月 日

※(本証明書の発行日であって、肥料登録証の発行日ではありません)

有効期限： 年 月 日

※(本会の有効期限は1年半です。)

会社名： 代表者名： 印

担当部署： 担当者名： 印

所在地：

TEL： FAX：

E-mail：

